

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第6条第1項及び北部松山衛生センター組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年条例第1号）（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 計画期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

2 処理計画量

北部松山衛生センター組合（構成町：せたな町、今金町）（以下「組合」という。）の行政区域内から発生する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を処理する。

（1）受入ごみ量

ごみの種類	計画受入量（t）	処理方法
収集ごみ	2,192	
可燃ごみ	1,711	焼却
不燃ごみ	369	破碎、焼却、埋立
資源ごみ	112	選別、圧縮梱包
直接搬入一般廃棄物	3,657	破碎、焼却、埋立
直接搬入産業廃棄物	1,213	破碎、焼却、埋立
計	7,062	

（2）処理量

処理区分	処理計画量（t）	備考
焼却量	4,038	
直接焼却	2,518	
破碎後の焼却	1,520	
埋立量	2,437	
直接埋立	1,674	
破碎後の埋立	799	
資源回収量	551	
計	7,062	
資源化率（%）	7.8	

3 分別と収集運搬等の体制

組合が収集するごみの区分及び収集は、次によるものとする。但し、資源ごみの収集は市街地地区に限る。

(1) ごみの区分・排出方法等

ごみの区分	排出方法	収集回数	回収方法	収集方法
可燃ごみ	指定容器	週2回	ステーション回収	委託
不燃ごみ	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
資源ごみ				
缶類	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
PET・瓶類	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
紙製品類	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
プラスチック製品類	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
飲料用紙パック類	ごみ処理券	月2回	ステーション回収	委託
ダンボール	ごみ処理券	月2回	ステーション回収	委託

(2) 収集地区

◎せたな町

(北檜山区)

- A地区 (緑町、本町、中央町、寿町、長渕、徳島、松岡)
- B地区 (豊岡、新町、元町、愛知、太櫓、新成、兜野)
- C地区 (若松、栄、富里、小川、共和、二俣)

(瀬棚区)

- A地区 (三本杉、本町全区、三杉荘、南川、瀬棚小学校)
- B地区 (北島歌、島歌、元浦全区)

(大成区)

- A地区 (本陣川～都、上浦、富磯、太田)
- B地区 (本陣川～西部、東部、花歌、宮野、平浜、買取澗、長磯)

◎今金町

- A地区 (大和町、商工団地、緑町、南町、種川、住吉、中里、花石、宮島、美利河、光台)
- B地区 (東町、日の出町、曙町、末広町、高美町、南栄町、寒昇)
- C地区 (栄町、旭町、本町、御影、昭和町、八幡町、トマンケシ、神丘小学校、神丘(商工団地除く。)、鈴岡)
- D地区 (稲穂、田代、八束、白石、日進、金原、鈴金、豊田)

(3) ごみの収集日

ごみの収集は、毎年作成する「ごみ収集カレンダー」により、地区ごとに収集する。

(4) ごみの分別と種類

ごみは、次により分別して収集日の朝8時30分までにゴミステーションに出すこと。

ごみの区分	指定容器	ごみの種類 (例)
可燃物	半透明の緑色	台所の生ごみ類、魚貝類、木・板くず類、資源にならない紙類、古着・布きれ類、革・ごみ製品類など
不燃物	半透明の黄色	セトモノ類、ガラス類、資源にならないプラスチック類、布団・マットレス・毛布類、カーペット類、小型の家具類、家電製品類、自転車など
資源ごみ	缶類	スチール缶、アルミ缶 ※スプレー缶は必ず穴をあける。
	PET・瓶類	飲料用ペットボトル (PET1)、ガラス瓶
	紙製品類	紙の箱、包装紙、紙袋、紙筒など ※ハガキ・レシート・封筒・写真・ノート・チラシ・雑誌・新聞・ワックスが塗ってある紙コップなどは「可燃物」
	プラスチック製品類	菓子・米・ラーメンなどのポリ袋、海苔・菓子・紅茶・カレー・玉子・味噌・豆腐などのプラスチック容器、インスタント食品・カップ麺・肉・魚・果物・惣菜などの発泡スチロール製容器、食用油・洗剤・シャンプー・ソースなどのプラスチック製ボトルなど
	紙パック類	ごみ処理券 牛乳パック、ジュース・酒などの紙パック
	ダンボール	ごみ処理券

4 排出禁止廃棄物

収集運搬及び処理に支障を及ぼすおそれのある次の廃棄物は、排出禁止とする。

ア 分別がされていないもの

イ 引越し等により一時的に多量に排出されるもの

ウ 火災ごみ及び工作物の解体に伴って生じた廃木材等

エ 液状又は泥状のもの

オ 法第6条の3第1項の規定により主務大臣が指定する適正処理困難物

カ 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器

キ 収集運搬及び処理に際し特別の取扱い又は処理を著しく困難にし、又は廃棄物処理施設の処理機能に支障を及ぼすおそれのあるもの

5 処理しない廃棄物の品目指定

条例第4条第2項の規定により、次の廃棄物は処理しない廃棄物に指定する。

- ア 除根及び伐木
- イ 廃油及び廃酸
- ウ 農薬及び劇薬
- エ ガスボンベ
- オ 消火器
- カ 塗料
- キ 自動車
- ク 自動二輪車
- ケ 原動機付き自転車

6 多量の一般廃棄物の指定

次の業種及び事業団体等から排出される一般廃棄物は、自ら組合の施設に運搬しなければならない。

- ア 家具、建具等木製品製造業
- イ 土木、左官、建築業
- ウ 生コンクリート、採石、その他建設資材販売業
- エ 電気工事業
- オ 自動車修理業
- カ 経済団体、協同組合、雑貨販売業
- キ その他多量の一般廃棄物を廃出していると組合長が認める店舗、事業所

7 組合が処理する産業廃棄物

組合が処理する産業廃棄物は、組合行政区域内から排出される産業廃棄物で、一般廃棄物と併せて処理することが適当なもの及び量で、次に掲げる産業廃棄物とする。

- ア 燃え殻
- イ 汚泥
- ウ 廃プラスチック類（石綿含有物含む。）
- エ 紙くず
- オ 木くず
- カ 繊維くず
- キ ゴムくず
- ク 金属くず
- ケ ガラスくず
- コ コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有物含む。）
- サ ばいじん（固形化物）

8 廃棄物処理手数料

廃棄物の処理手数料

手数料の区分	取扱区分	金額	備考
1 ごみ処理手数料	一般廃棄物（ごみ等に限る。）を収集運搬して処分するとき。	<p>① 組合が指定した容器器を使用する場合</p> <p>ア 容量 150又は重量 7.5 kgの容器 1個につき 32円</p> <p>イ 容量 250又は重量 11kgの容器 1個につき 54円</p> <p>ウ 容量 500又は重量 22 kgの容器 1個につき 108円</p> <p>② 組合が指定した容器に収納できないごみを排出する場合 ごみの容量 500又は重量 22 kgの容器 1個につき 108円</p>	<p>1 ごみ処理手数料は、次に掲げるところによりこれを前納しなければならない。</p> <p>① 組合が指定する容器の交付を受けたとき、交付個数に応じた手数料</p> <p>② ごみ処理券の交付を受けたとき、交付枚数に応じた手数料</p> <p>2 手数料の算出にあたって処理した容量及び重量に基礎単位未満の端数があるとき。</p> <p>① 基礎単位に容量及び重量ともに満たないときは、基礎単位とする。</p> <p>② 基礎単位に容量及び重量のどちらかが越えるときは、基礎単位で算出した手数料</p>
2 資源ごみ処理手数料	資源ごみ（組合が指定する資源ごみに限る。）を収集運搬して処分するとき。	<p>① 組合が指定した容器器を使用する場合</p> <p>ア 容量 250又は重量 11 kgの容器 1個につき 54円</p> <p>イ 容量 500又は重量 22kgの容器 1個</p>	上記に同じ

		につき108円 ② 組合が指定したダンボールを結束して排出する場合 ア 容量50ℓ又は重量22kg 1個につき108円 ③ 組合が指定した紙製パックを結束して排出する場合 ア 容量50ℓ又は重量22kgまで1個につき108円 イ 重量3kgまで1個につき17円	
3 直接搬入ごみ処理手数料	一般廃棄物（ごみに限る。）を組合施設に直接搬入するとき。	ア 重量100kgまで430円 イ 重量100kgを越えるときは、20kg増すごとに86円加算した金額	
4 産業廃棄物処理手数料	産業廃棄物（ごみに限る。）を組合施設に直接搬入するとき。	ア 重量100kgまで760円 イ 重量100kgを越えるときは、20kg増すごとに152円加算した金額	

9 廃棄物処理施設の概要

(1) 処理施設

施設	設置場所	管理体制	施設規模
焼却処理施設	せたな町北檜山区共和 120-5	直 営	機械化バッチ炉 12.5 t / 8h × 2 炉、バグフィルター、廃固形化
破碎処理施設	せたな町北檜山区共和 120-6	委 託	衝撃回転破碎＋回転式選別＋風力選別＋磁選機 35 t / 5h

リサイクルセンター	せたな町北檜山区豊岡 49-1	委 託	手選別＋圧縮＋梱包 3 t /5h
最終処分地施設	せたな町北檜山区共和 120-1	直 営	○埋立地 管理型 面積 12,900 m ² 容量 77,500 m ³ ○浸出水処理施設 生物処理＋脱窒＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌 40 m ³ /日

(2) 運搬施設

ごみの区分	収集車両	台 数	収集体制
可燃ごみ	パッカー車 (4 t)	3 台	委 託
不燃ごみ	パッカー車 (4 t)	1 台	委 託
資源ごみ	平ボデー車 (3.5 t)	1 台	委 託

10 発生抑制等の推進

ごみの排出抑制、再生利用の推進を図るため次の事業を展開する。

ア 有料化事業

家庭系及び事業系の一般廃棄物については、指定ごみ袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により処理手数料を徴収している。

また、処理施設に直接搬入する廃棄物については累進従量制により課金して処理手数料を徴収する。

イ 環境教育、普及啓発

地域の小学校高学年児童から「ごみ処理に関する」標語、ポスターを募集し、優良作品をポスター化して地域住民の意識の向上及び普及啓発活動を実施する。

また、各地域の小学校には啓蒙ビデオを作成配布して環境教育を推進する。

さらに、施設見学の推進や定期的な啓蒙チラシの配布、広報等によりごみの分別、減量化の住民意識の啓発を継続的に実施する。

ウ マイバック運動、レジ袋対策

組合構成町と連携しレジ袋の減量化を目指し、マイバックの使用啓発を図り、廃棄物の発生抑制を目指す。

エ 集団回収の推進

組合構成町と連携し地域子ども会や自治会に集団回収による資源化の啓蒙啓発を推進する。

オ 生ごみの減量化

組合構成町の補助制度を活用して家庭から排出される生ごみの堆肥化を奨励する。

カ 事業家一般廃棄物の減量化対策

事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るため、許可業者への指導や事業者への呼びかけを行なう。

キ 産業廃棄物の適正処理

組合の行政区域内から発生する産業廃棄物の適正処理を図るための啓蒙啓発と事業者への指導を行なう。

11 不法投棄対策

組合構成町と連携し、定期的な地域の巡視を行い、不法投棄の早期発見や看板設置、土地所有者への指導等を行い地域の環境保全に努める。